

2026年1月

日本児童青年精神医学会認定医 各位

児童精神科専門医への移行について

日本児童青年精神医学会 代表理事 岡田 俊

事務局運営委員会 委員長 辻井農亞

児童精神科専門医審査委員会・認定医審査委員会 委員長 小野和哉

専門医制度に関する委員会 委員長 太田豊作

本学会におきましては、児童精神科のサブスペシャルティとしての位置づけを確立し、本領域の発展を子どもたちの精神的健康とウェルビーイングに還元することが悲願であります。先生方におかれましては、認定医としてご貢献をいただき、おかげさまをもちまして児童精神医学の発展が支えられてきたもの感謝申し上げます。

認定医制度から児童精神科専門医制度の移行につきましては、すでにご案内を差し上げましたが、あらためてご説明を申し上げます。児童精神医学は精神医学のなかのサブスペシャルティであります。多くの精神疾患の発症が児童青年期にその端緒を見出すことができ、また、そこには生育過程における多様な体験がその発症リスクに関連することも指摘されているところです。精神科と児童精神科の両方の専門医を持つ医師は、成人精神医学との連続性のなかで、子どもたちの精神医学的課題に取り組み、将来を見据えた支援ができるといえましょう。

児童青年期は、身体的にも心理的にも併行して、相互に影響しながら発達する時期です。そのためには精神科医、小児科医の双方が協働し、学び合うことが大切です。子どものこころ専門医制度のなかでも児童精神医学の専門性は活かされております。しかしながら、児童精神医学の専門性をより追求し、人材育成と質を担保し、国民のニードに応えていくためには、児童精神科独自のサブスペシャルティの確立が、子どものこころ専門医とは別に不可欠であるとの結論に至った次第です。この理事会の結論につきましては、第66回総会の代議員会ならびに会員集会におきましてご説明を申し上げました次第です。これに伴い、2026年1月より、日本児童青年精神医学会認定医から児童精神科専門医への移行手続きを開始いたします。

以下のお知らせは、事務局で把握しております会員の先生方の情報に従って、異なる文面

でご案内しております。もし、異なる場合には、学会事務局にご連絡をいただけますと幸いです。

このご案内は、日本児童青年精神医学会認定医、かつ、精神科専門医並びに子どものこころ専門医^(注)である先生にご案内しています。

先生には、学会ホームページにてオンデマンド配信されている専門医講習会ならびに指導医講習会の e learning (いずれも無料) をご受講いただくことで、児童精神科専門医並びに指導医への移行が可能となります。事務手数料は無料です。

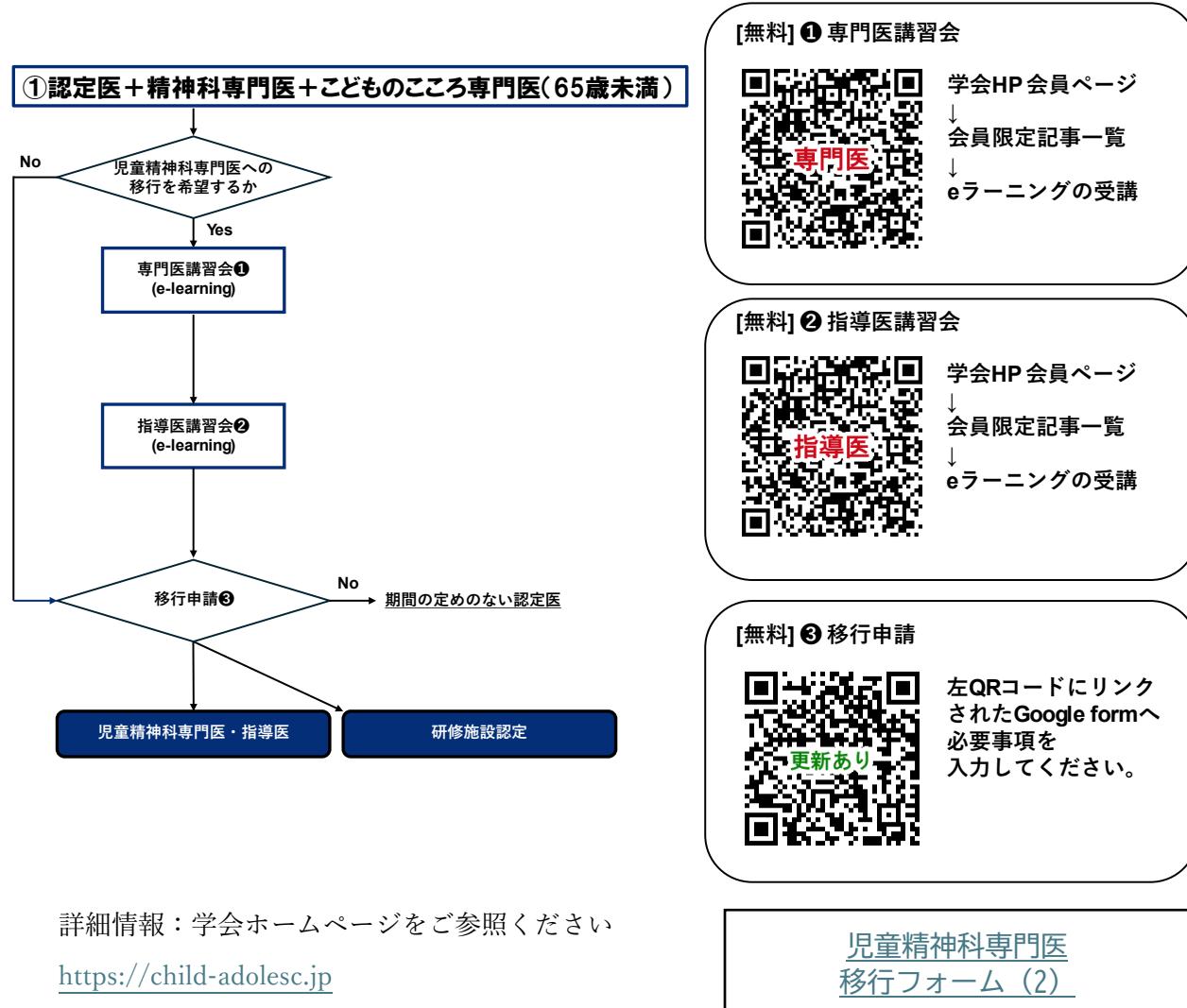
すでに認定医としてご活躍の先生でいらっしゃいますので、お手数をおかけすることは心苦しくはございます。また、一層の専門性の追求など、私どもが銳意取り組まねばならない課題も多くございます。それだけに、先生におかれましては、このたびの制度設置の趣旨をご理解いただき、今後ともご貢献を賜りたく、是非とも移行手続きをお願い申し上げる次第です。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、この移行による児童精神科専門医・指導医の認定期間は、現在お持ちの認定医の認定期間の期限と同じです。児童精神科専門医・指導医の1回目の更新は、それまでの期限が来年の先生も5年後の先生もいらっしゃいます。そのため1回目の更新の要件は、認定医の更新にほぼ準じる形とさせていただき、2回目の更新から、新制度の要件で更新を想定しております。そのため、認定期限の残余の長短による不公平がないようにさせていただいております。なお、現在、一般社団法人日本児童青年精神医学会認定医制度施行規則 第8条では65歳以上の者については期間の定めのない認定医（更新なし）の資格となります。児童精神科専門医も同様に、65歳以上の者については期間の定めのない児童精神科専門医（更新なし）とする予定です。ただし、児童精神科専門医が精神科専門医を基盤とする2階建てのため、精神科専門医を継続いただけますようお願い申し上げます。

(注) 事務局での確認内容に誤りがございました場合は、誠にお手数ではございますが、事務局 (jde07707@nifty.com) までお問い合わせいただけますと幸いです。

移行開始時期：2026年1月より

移行手続きは、学会ホームページから、専門医講習会（無料）ならびに指導医講習会（無料）をオンデマンドで視聴し、修了証をダウンロードした後に、修了証をアップロードしていただきます。全て費用はかかりません。学会ホームページへのログイン方法でお困りの場合は、学会事務局までお尋ねをいただけますと幸いです。また、修了証のアップロードが難しい場合には印刷した修了証を郵送でもお手続きが可能です。



【注意事項】認定医から専門医の移行について

専門医および指導医の認定期間は、現行の認定医の認定期間と同じです。以下の点にご留意ください。

1. 専門医ならびに指導医への移行手続きを行ってください。
2. 専門医の初回更新の要件は、認定医更新の要件にはほぼ準じたものとなります。
以降の更新については、専門医としての更新要件が適用されます。